



## 海外赴任中の婚姻による社会保険上の扶養追加について

### 第288回

みらい：川端さん、こんにちは。お久しぶりです。何だか嬉しそうですが、なにかいいことでもありましたか？

川端さん：みらい先生。ご無沙汰しております。実は海外赴任中にすてきな方に会いまして今度結婚しようと考えています。

みらい：それは素晴らしいことですね。おめでとうございます。

川端さん：ありがとうございます。ところで気になったのですが、海外に住んでいる配偶者を日本の社会保険の扶養に加えることは可能でしょうか。

みらい：次の3つの要件を満たした場合には、追加ができますよ。

- 1 主として被保険者に生計を維持されていること
- 2 収入要件を満たすこと
- 3 海外特例要件を満たすこと

具体的には、2は配偶者の年間収入が130万円未満(60歳以上や障害者の場合は180万円未満)同居している場合は配偶者の収入が川端さんの収入の半分未満である必要があります。また、3は海外に赴任する被保険者に同行する場合や、今回のケースのように被保険者が外国に赴任している間に結婚するなどの場合が該当します。

川端さん：手続き上で事前に用意しておいたほうがいい書類はありますか。

みらい：結婚による扶養追加であれば、婚姻が確認できる書類の写しが必要な場合が多いですね。証明書が外国語で作成されている場合には、日本語の翻訳文を添付する点に注意してください。翻訳文には、翻訳者の住所・氏名・電話番号も明記する必要があります。なお、手続きに必要な書類が変更になる可能性があるため、管轄の年金事務所や健康保険組合に確認するのが確実です。一度会社経由で問い合わせしてみるの良

いでしょう。

川端さん：ありがとうございます。会社に相談して必要な書類について聞いてみます。今後に向けて聞きたいのですが、子どもが生まれた場合も同様の取り扱いになりますか。

みらい：考え方は同じですが、その場合は出生が証明できる書類を求められることが多いです。

川端さん：ありがとうございます。必要書類の取り寄せだけでも大変なので事前に聞いて良かったです。海外では日本の健康保険証が使用できないので、もし医療機関を受診した場合は、私と同じように医療費の全額を支払った後、費用の請求を行うことになりませんか？

みらい：そのとおりです。なお、子どもが生まれる時の出産費用や手術費用なども同様の取り扱いで、高額となりますので、一時金などの請求も忘れないように注意してくださいね。

川端さん：可能であれば、一時的に費用がかさむのを避けたいところですが、何か方法はありますか。

みらい：健康保険の制度上ではやむを得ないところですが、会社が福利厚生として民間保険を契約して補填(ほてん)しているケースもありますので、まずは社内の制度を確認してみましょう。

川端さん：ありがとうございました。大変勉強になりました。

#### < 筆者紹介 >

みらいコンサルティンググループ

(本社：東京都中央区・国内10拠点)

現地法人：中国(北京・上海・深セン)・マレーシア(KL)・ベトナム(ハノイ・ホーチミン)・シンガポール・タイ(バンコク)

JapanDesk：米国(LA)・中国(大連)・台湾・香港・ミャンマー・フィリピン・カンボジア・インドネシア

URL：http://www.miraic.jp/

会議通訳  
同行通訳

日本語  
⇕  
英語

豪州・NZの経済・社会に精通した経験豊富なプロがお受けします

英語ネイティブの日本人が対応！ 出張や視察アレンジも対応可！

お見積もりなどお気軽にお問い合わせください。【営業部】 sales@nna.net.au Tel：61-2-9264-0998